

参考資料

- 1 用語解説
- 2 都市の現況
- 3 市民アンケート調査の概要
- 4 市民ワークショップの概要
- 5 策定経過

1 用語解説

あ行

AI

Artificial Intelligence の略。人工知能のこと
で、人間の脳が行っている知的な作業をコン
ピュータで模倣したソフトウェアやシステム。
人間の使う自然言語を理解したり、論理的な
推論を行ったり、経験から学習したりするコ
ンピュータプログラムなどのことをいう。

IoT

Internet of Things の略。コンピュータなど
の情報・通信機器だけでなく、世の中に存在す
る様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、イ
ンターネットに接続したり相互に通信するこ
とにより、自動認識や自動制御、遠隔計測など
を行うこと。

ICT

Information and Communication
Technology の略。情報処理及び情報通信に関
連する諸分野における技術・産業・設備・サー
ビスなどの総称。

インフラ施設

インフラストラクチャー施設の略。道路、鉄道、
公園、上下水道、河川など、生活や経済活動の
基盤を形成する施設のこと。

雨水浸透ます

底面に碎石を敷き、集水した雨水を地面に浸
透させる施設。雨水の流出を抑制するととも
に、地下水の涵養や湧き水の保全にも効果がある。

雨水貯留・浸透施設

雨水貯留施設とは、公園、校庭、集合住宅の棟
間などの空地を、本来の土地利用機能を損な
うことがないように、比較的浅い水深の雨水を
一時的に貯留することにより、雨水の流出抑

制を図る施設のこと。建築物の地下を利用し、
設置する貯留槽も含む。

雨水浸透施設とは、地表あるいは、地下の浅い
ところから雨水を地中へ分散、浸透させる施
設のこと。

エコロジカル・ネットワーク

野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、
農地、都市内緑地・水辺、河川など）がつなが
る生態系のネットワークのこと。生態系ネッ
トワークと呼ばれることもある。

オープンスペース

公園、広場、河川、農地など、建物によって覆
われていない土地又は敷地内の空地の総称。

か行

幹線道路

道路網のうちでも主要な骨格をなし、都市に
出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、勤
務地などの相互間の交通を主として受け持つ
道路。周辺地域の開発を促し、災害時の避難路
や延焼遮断帯としての機能も併せ持つ。

既存ストック

ストックとは「在庫」を意味し、本プランでは、
今まで整備されてきた道路、公園、下水道など
の都市基盤施設や、住宅、商業施設、業務施設、
工業施設などのことを指す。

狭あい道路

幅員 4 m 未満の道路のこと。

協働

市民・事業者・行政などの多様な主体が、それ
ぞれの役割を担いながら対等な立場で課題解
決に向けて取り組むこと。

清瀬 10 景

市制施行 20 周年を記念して、市内の美しいま
ちなみや風景などの中から、特に清瀬にふさ
わしいものを市民参加による選定委員会によ

り選定したもの。将来にわたる保存・育成を通じて、都市環境の整備やコミュニティの形成に役立てるとともに、優れた風景の創出を図ることを目的としている。10景は以下の通り。

1. けやき通りと郷土博物館
2. 志木街道
3. 東京病院と桜の園と社会事業大学付近
4. 清瀬金山緑地公園
5. 柳瀬川とさくら並木
6. 空堀川と中里緑地保全地域
7. 松山緑地保全地域
8. 日枝神社・水天宮
9. 中里富士山
10. 円通寺

清瀬市住環境の整備に関する条例

都市計画マスタープランの実現を図るため、住民が主体的に策定する地区まちづくり計画の提案制度や大規模土地取引、大規模開発事業、開発事業などの手続きや基準などについて定めた条例。平成18年に制定。

区域区分

都市計画法に基づき、都市計画区域を既に市街地を形成している又はおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域である市街化区域と、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域に区分すること。

交通結節点

鉄道駅やバスターミナルなど、異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設のこと。

コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

さ行

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、地中熱など、利用しても地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出しない、一度利用しても比較的短期間に再生が可能なエネルギーのこと。

市街地開発事業

地域が抱える課題を解消するため、一定の区域を定め、地域の状況に応じた整備手法により、道路、公園などの都市施設を含めた多面的な整備を行うことで良好な市街地を形成する事業のこと。

自助・共助・公助

自助は自分の身を自分の努力によって助けること。共助は近隣の住民が互いに助け合うこと。公助は個人や地域では解決できない問題について、行政機関などの公の組織が支援を行うこと。

市民緑地制度

都市内にみどりとオープンスペースを確保し、良好な生活環境の形成を図るために、土地所有者の申出に基づき、地方公共団体や緑地管理機構が土地所有者と契約を締結して、一定期間住民の利用に供するために設置・管理する緑地のこと。

職住近接

職場と住居とが近くにあること。

親水空間

河川・海岸・池・湖沼など水辺の形態や規模のいかんによらず、水を主題として、「意図的」に水に親しむことを主目的とした空間をいう。親水とは、言葉通り水に親しむことを指すが、親しむことの内容には水に触れること、接することに加え、眺めることなどが含まれる。

隅切り

道路交差部の角敷地を道路用地として切り取ること。
通行のために曲がり角を通りやすくしたり、見通しの確保を目的としている。

生活道路

一般的には、幹線道路網が整備されたその網の内部で、住民が幹線道路、鉄道駅、公共施設などに移動する際に利用する日常生活上密接な関わりを持つ道をいう。

生産年齢人口

15歳以上64歳未満の人口のこと。

生産緑地

都市計画法及び生産緑地法に基づく地域地区の一種で、市街化区域の農地のうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に相当の効果があり、公園・緑地などの公共施設などの敷地に適している500㎡以上の土地を生産緑地地区として市町村が指定した区域のこと。なお、平成29年に生産緑地法が改正され、生産緑地地区の最低面積は条例で300㎡以上とすることができるようになったほか、指定後30年を超える生産緑地地区は特定生産緑地地区として10年ごとの更新による延長が可能となっている。(⇒参照：特定生産緑地)

た行

多摩部 19 都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画区域マスタープランとも呼ばれ、都市計画法第6条の2に基づき、都道府県が広域的見地から定める都市計画の基本的な方針のこと。多摩部19都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は東京都が平成26年12月に改定した。都市計画区域における土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業などの都市計画及び都市計画法第18条の2に基づく区市町村の都市計画に関する基本的な方針(区市町村マスタープラン)は、この都市計画区域マスタープランに即して定められる。都市計画区域マスタープランは、広域的な一体性を確保する上で配慮すべき事項について定め、区市町村マスタープランでは、地域に密着した都市計画に関する事項について定めることとされている。

地域主権改革

「地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会」をつくるため、国と地方の関係を対等なパートナーシップの関係に転換することを目的とした行政改革のこと。

地域地区

都市計画法第8条に基づき都市計画区域内の土地を利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、土地の合理的利用を図るもの。具体的には、用途地域、特別用途地区、防火・準防火地域、生産緑地地区などがある。

地区幹線道路

幹線道路を補完し、市内の円滑な移動を支える主要な道路で、幹線道路以外の都市計画道路や都道、主要市道などが該当する。

地区計画

地区の特性に合わせたきめ細かいまちづくりを進めるため、住民参加によって、区画道路、公園などの配置や建築物の用途、高さ、壁面の位置、敷地の規模などを地区のルールとして定める都市計画法上の制度。

地区まちづくり計画

清瀬市住環境の整備に関する条例に基づいて、地区住民が主体となってまちづくりを推進していくため、一定の区域内において、その地区の土地利用などに関するルールなどを定めた計画のこと。

低炭素まちづくり

地球温暖化の原因といわれる二酸化炭素などの排出量をできるだけ抑制する都市を構築すること。

田園住居地域

平成29年4月に可決された都市緑地法等の一部を改正する法律により、都市計画法に基づき新設された用途地域のひとつで、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため

定める地域。

特定緊急輸送道路・

特定緊急輸送道路沿道建築物

特定緊急輸送道路とは、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」第7条に基づき、特に耐震化を推進する必要がある道路として指定した道路。

特定緊急輸送道路沿道建築物とは敷地が特定緊急輸送道路に接する、昭和56年5月以前に新築された建築物で、道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建築物のことで、耐震化の状況の報告義務と耐震診断が義務化されている。

特定生産緑地

平成29年6月の生産緑地法の改正に伴い創設された制度で、生産緑地地区に指定した日から30年が経過する日までに、所有者などの同意を得て、区市町村が特定生産緑地に指定することで、生産緑地と同様の税の優遇や納税猶予などを引き続き受けることができる。この制度は10年ごとの更新制で、所有者が希望すれば延長することが可能である。

特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、都市計画区域内の豊かなみどりを未来へ継承するために指定された地域。

都市基盤整備

都市基盤とは、道路、鉄道、公園、河川、公園、その他の公共施設などの都市施設のことで、これらを整備すること。

都市計画

都市計画は、都市の健全な発展と秩序のある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画である。農林漁業との調和を図り、都市の発展を計画的に誘導し、秩序ある市街地を形成することにより、市民の健康で文化的な生活と機能的な活動を確保することを目的として、土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念としている。

都市計画道路

都市の骨格を形成し、安全で安心な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路のこと。

都市高速鉄道12号線

都営地下鉄大江戸線のことで、練馬区の光が丘から都庁前を經由し、六本木、両国などを通って再び都庁前に戻る全長40.7kmの地下鉄。光が丘から練馬区大泉学園町、新座市、清瀬市、所沢市方面への延伸の構想がある。

都市再開発方針

市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系づけたマスタープランのこと。

都市施設

都市施設とは、都市計画法第11条第1項に定められた道路、公園、上水道、河川、学校、病院などの施設のことで、このうち都市計画で定められたものは都市計画施設と呼ばれる。

都市づくりのグランドデザイン

平成28年9月に東京都都市計画審議会から出された答申「2040年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」を踏まえ、2040年代の目指すべき東京の都市像とその実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示した計画。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

な行

内水氾濫

大雨が降った際、排水路などだけでは排水処理ができず、建物や土地、道路が水に浸かってしまうこと。

は行

バリアフリー

障害のある人々が社会生活をしていく上で障壁となっているものを除去すること。段差の解消など、建築物内部や都市空間における障壁や社会的、制度的、心理的障害を除去し、障害者が自由に社会参加できるようなデザインとすること。

ヒートアイランド現象

ヒートアイランド（heat island=熱の島）現象とは、人工排熱、地表面の人工被覆、及び都市密度の高度化などを要因として、都市の気温が周囲より高くなること。

ビッグデータ

膨大かつ多様で複雑なデータのこと。スマートフォンを通じて個人が発する情報、カーナビゲーションシステムの走行記録など、日々生成されるデータの集合を指し、単に膨大だけではなく、非定形でリアルタイムに増加・変化するという特徴がある。

避難所

地震などの災害により自宅で生活ができなくなった地域住民の一時的な生活の場となる避難者受入施設のこと。

避難場所

地震や洪水、大規模火災などの災害が発生した際に、切迫した危険回避又は住民の一時集合・待機場所となる場所のこと。

福祉避難所

災害時に、一般の避難所では避難生活が困難な高齢者や障害者、妊婦など、災害時に援護が必要な人たちに配慮した避難者受入施設のこと。

萌芽更新

雑木林の管理方法のひとつで、年を経た広葉樹を伐採し、切り株から伸びた芽(萌芽)を育て、雑木林の若返りを図ること。

ま行

無電柱化

道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りからみえないように配線する裏配線などにより道路上の電柱を撤去すること。

木造住宅密集地域

震災時に延焼被害のおそれのある老朽木造住宅が密集している地域。東京都の「防災都市づくり推進計画」では、①老朽木造建築物棟数率 30%以上、②住宅戸数密度 55世帯/ha以上、③補正不燃領域率 60%未満のいずれにも該当する地域と定義している。

モビリティマネジメント

一人一人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通を適切に利用するなど）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策のこと。

や行

柳瀬川回廊

柳瀬川流域の水辺空間をまちづくりに生かし、水辺が持つ多彩な機能を誰もが楽しみ、生活に活気とうるおいをもたらすことを目的として、柳瀬川流域の水辺、みどり、親水施設、文化財を、遊歩道によりネットワーク化した、水とみどりの回遊空間。

優先整備路線

東京都が平成 28 年に策定した「東京における都市計画道路の整備方針（第 4 次事業化計画）」において、おおむね 10 年間で優先的に整備すべき路線のこと。

ユニバーサルデザイン

能力や障害の程度に関わらず、高齢者や障害者、子どもなどすべての人が利用しやすいように製品や空間をデザインすること。

用途地域

都市計画法に定める地域地区の一種で、都市機能の維持増進、住環境などの保護を目的とした土地の合理的な利用を図るため、建築物の用途、容積率、建ぺい率などについて制限を行う制度。

ら行

立地適正化計画

持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するためのマスタープランであり、都市再生特別措置法に基づいて市町村が必要に応じて策定する計画のこと。都市計画マスタープランの一部と位置づけられる。

緑地協定

みどりある住環境の形成を図るため、地区の住民が緑化を進めるために一定のルールを定めて結ぶ協定のこと。

緑地保全基金

緑地や都市公園などの自然環境を保全する事業の資金に充てるために積み立てておくお金。

わ行

ワークライフバランス

人それぞれの希望に応じて、「仕事」と、子育てや親の介護、地域活動などの「仕事以外の生活」の調和がとれ、その両方が充実している状態。

2 都市の現況

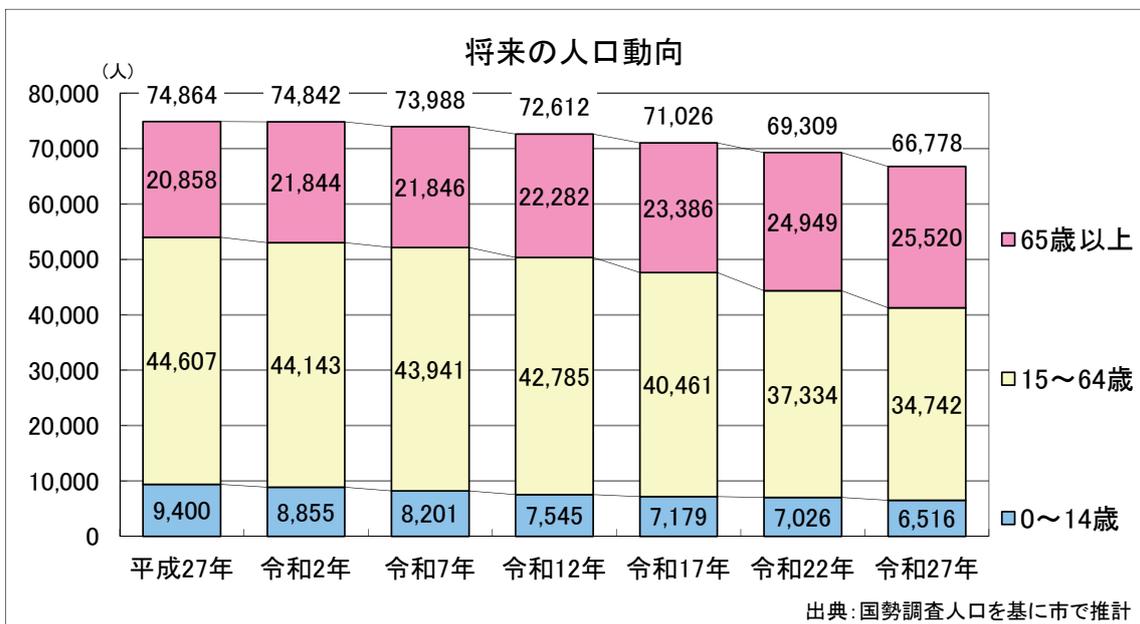
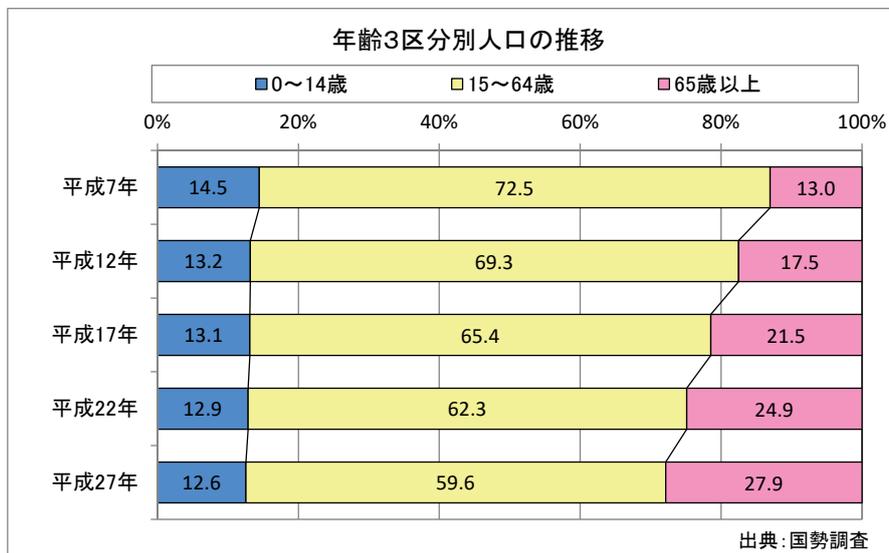
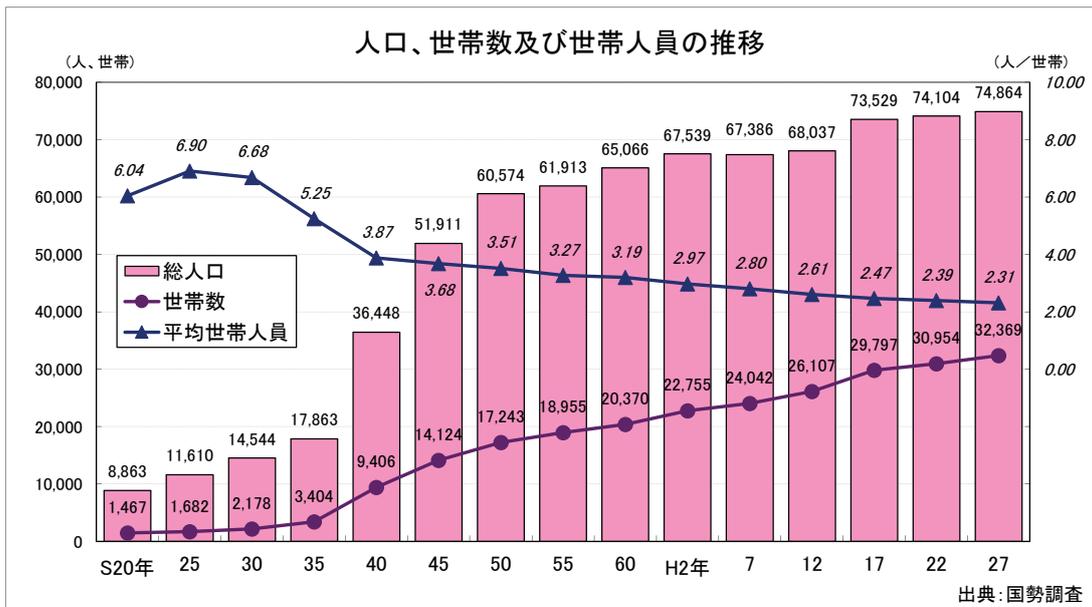
(1) 位置と地勢

- 本市は、東京都心から 25 km 程度の距離にあり、埼玉県との都県境に位置し、面積は 10.23 km²です。
- 市域の東は埼玉県新座市、西は東村山市、南は東久留米市、北は埼玉県所沢市に接しています。武蔵野台地の北端に位置し、市域の北を流れる柳瀬川周辺は河岸段丘による傾斜があるものの、市域の大半はほぼ平坦となっています。



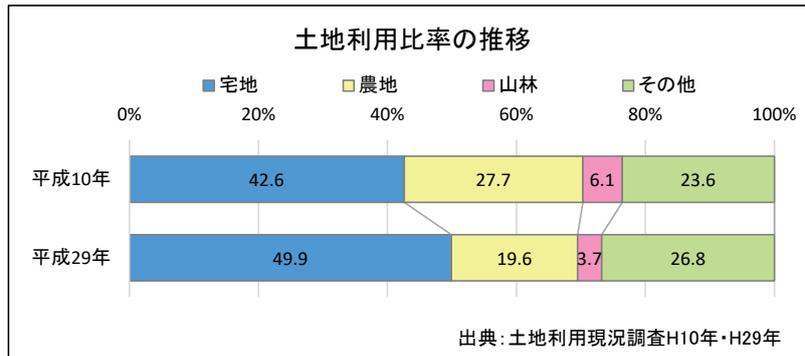
(2) 人口・世帯

- 平成 27 年における本市の人口は、約 75,000 人で、緩やかに増加する傾向が続いています。
- 世帯数も、単身世帯や夫婦のみの世帯などの増加による影響から人口増加を上回るペースで増加が続いており、1 世帯当たりの世帯人員は昭和 25 年の 6.90 人をピークに、平成 27 年では 2.31 人にまで減少しています。
- 年齢 3 区分別の人口では、0～14 歳及び 15～64 歳の人口比率が低下している一方で、65 歳以上の人口は大幅に増加しており、その比率は平成 7 年の 13.0%から平成 27 年では 27.9%へと上昇しています。
- 本市の人口は、昭和 35 年から 50 年にかけて大規模住宅団地の建設に伴って急増し、その後は農地転用による宅地化などにより人口が増加してきましたが、今後は少子高齢化の影響や都心回帰などの流れを受けて、人口は緩やかに減少に転ずるものと推測されます。

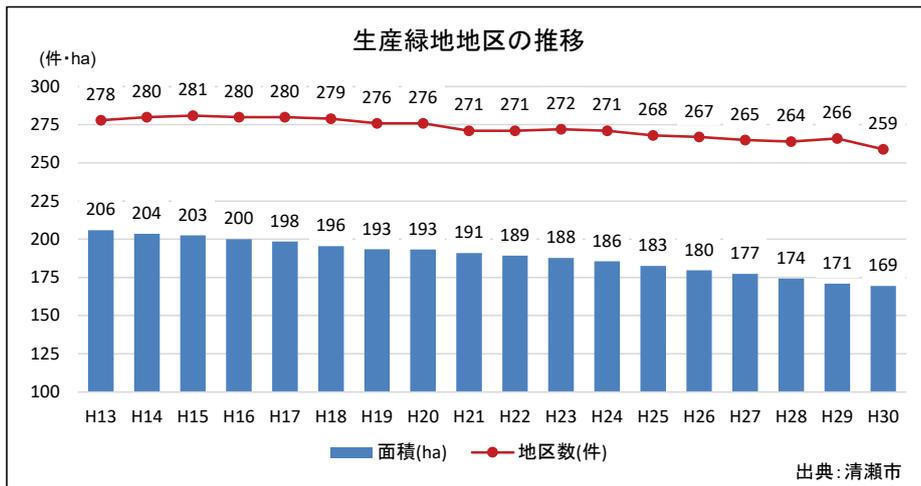


(3) 土地利用

- 農地や山林が市域の 23.3%を占めています。
- 平成 10 年の土地利用比率と比べると、宅地の比率が 42.6%から 49.9%へと増加している一方で、農地や山林の比率が減少しており、みどりの空間は減少する傾向にあります。
- 農地の大半は生産緑地地区に指定されており、市街化区域に占める生産緑地の比率は都内 26 市の中で最も高くなっていますが、その面積は減少する傾向にあります。

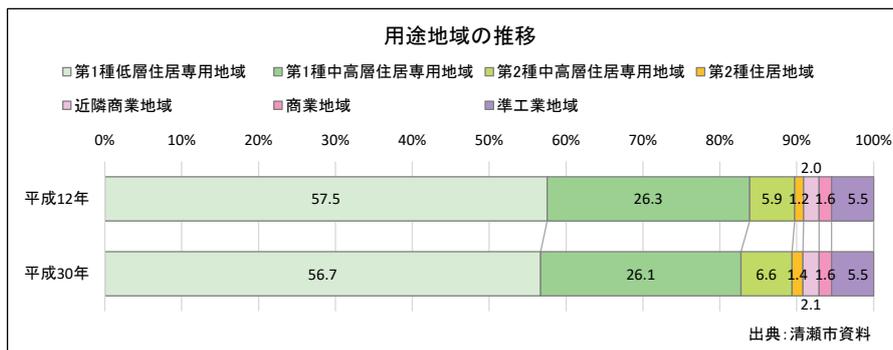


注)その他には、道路、河川、鉄道敷、公園などが含まれる。



(4) 用途地域

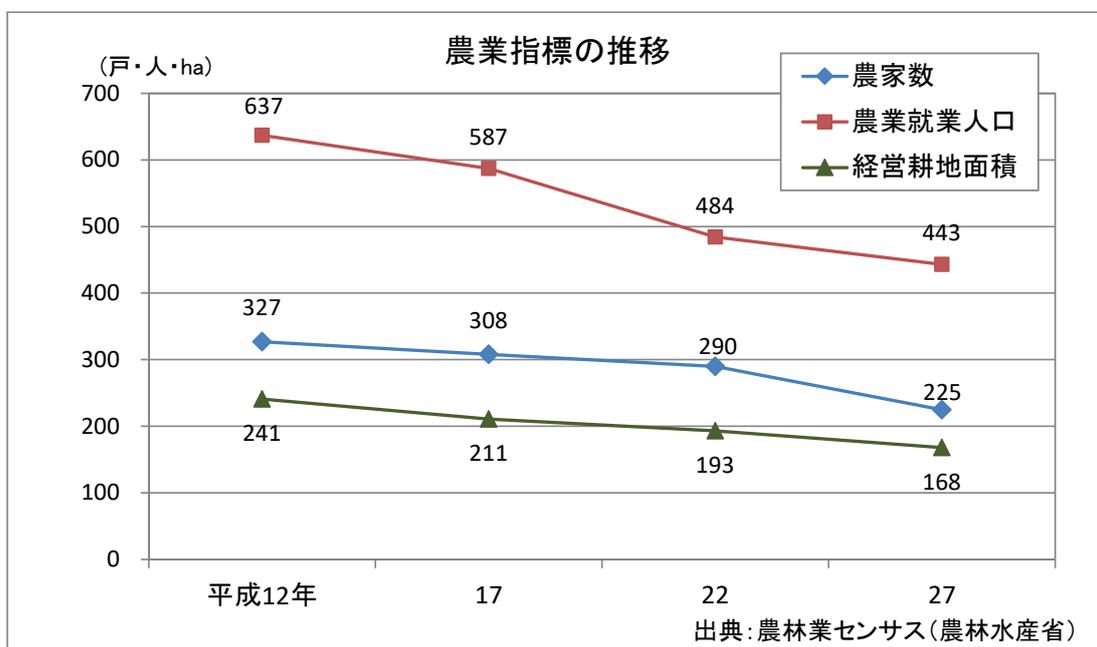
- 土地利用を誘導するために設定される用途地域を平成 12 年と比較すると、この 18 年間で大きな変化はありませんが、第 1 種低層住居専用地域及び第 1 種中高層住居専用地域が減少する一方で第 2 種中高層住居専用地域、第 2 種住居地域などがわずかに増加しています。



(5) 産業

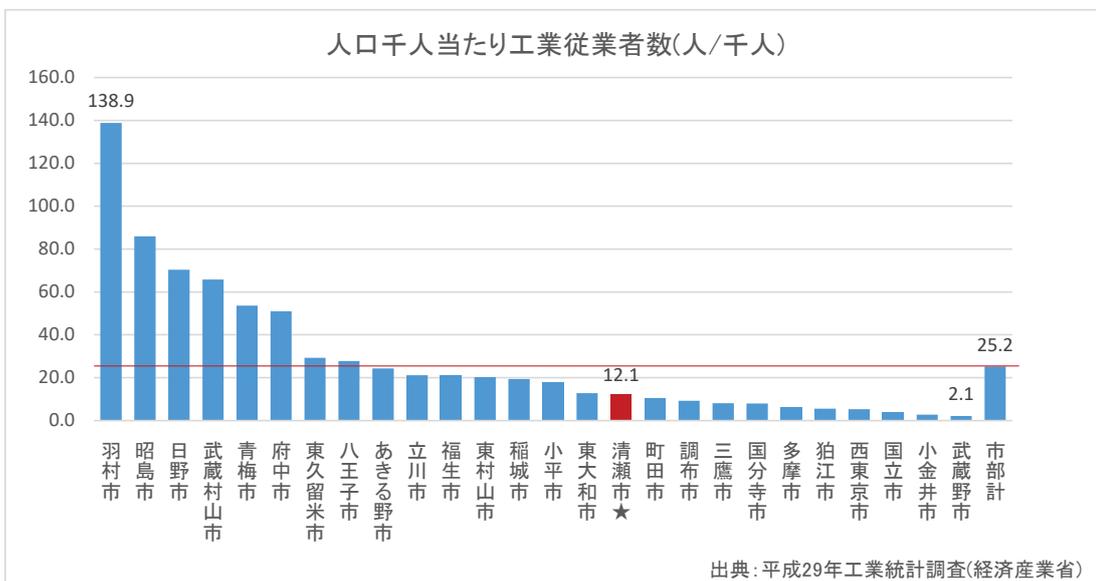
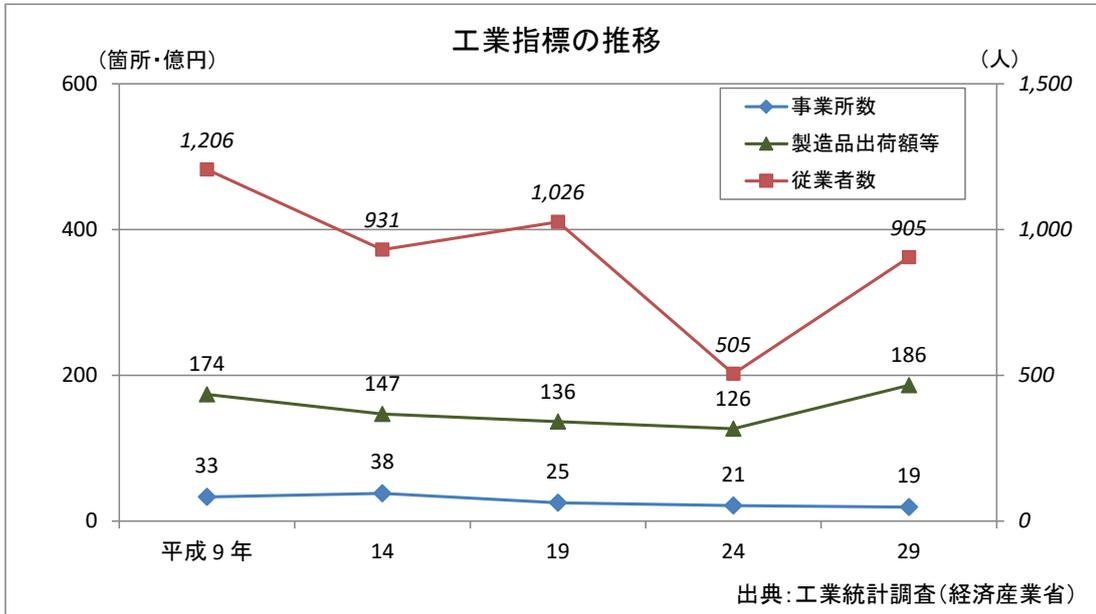
① 農業

- 農家数、農業就業人口、経営耕地面積はすべて減少傾向にあり、すべての指標が平成12年から平成27年の15年間で30%以上減少しています。



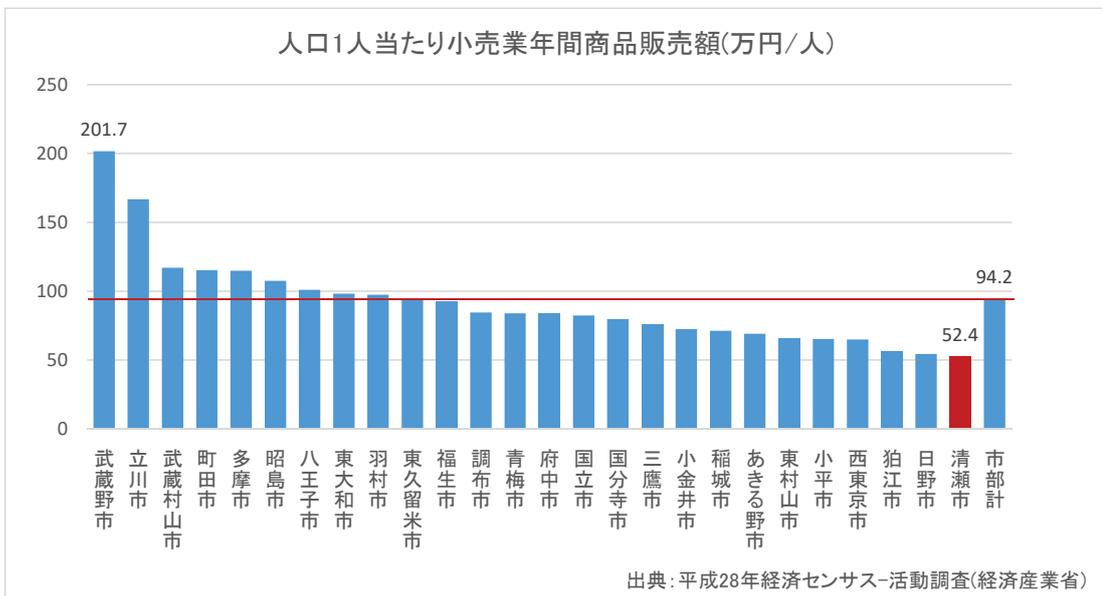
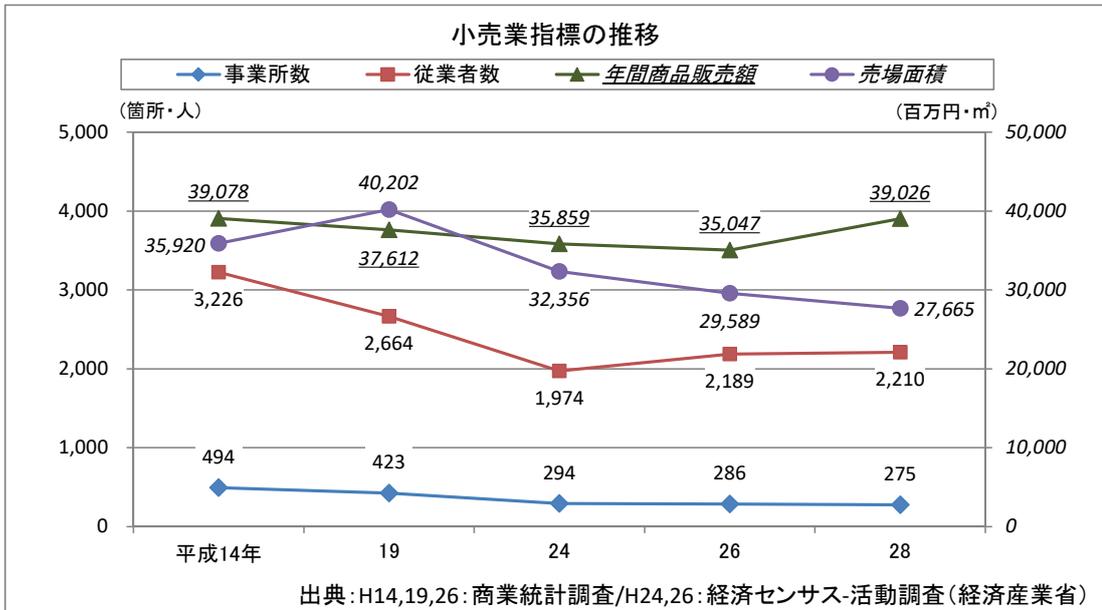
②工業

- 工業の事業所数は減少傾向が続いていますが、従業者数及び製造品出荷額等は減少傾向から平成24年から29年にかけては増加に転じています。
- 市内に工業事業所の立地が少ないこともあり、人口当たりでみた工業従業者数や製造品出荷額等は都内26市の平均を下回っています。



③商業（小売業）

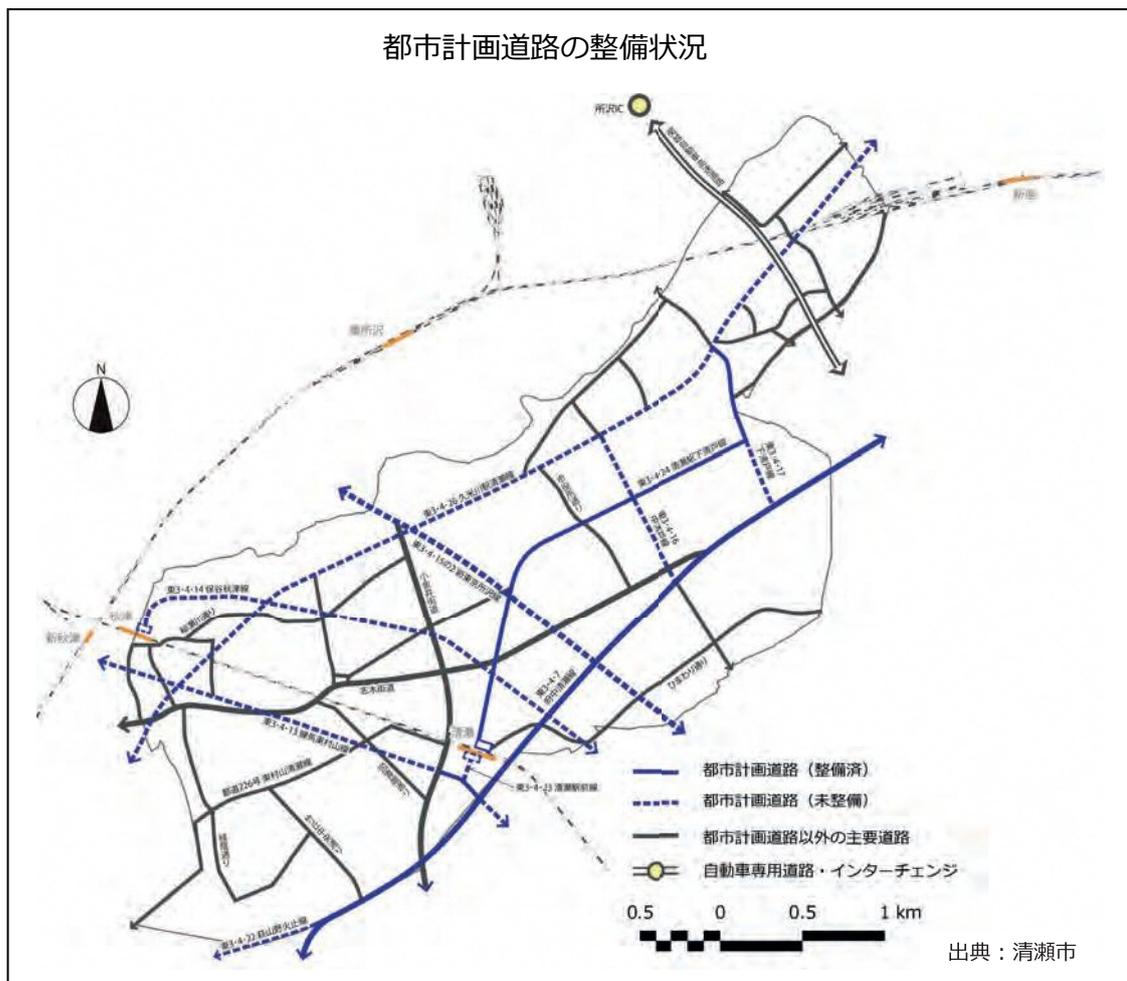
- 事業所数及び売場面積は年々減少する傾向にありますが、従業者数は平成24年を底として増加傾向にあり、年間商品販売額は平成26年から28年にかけて増加しています。
- 店舗数も少なく、売場面積も小さいこともあり、人口当たりでみた小売業の年間商品販売額は市部平均を大幅に下回っており、都内で最も低くなっています。



(6) 道路・交通

①道路

- 本市の道路網は、幹線道路である小金井街道と、これと交差する志木街道、東3・4・7号線（府中清瀬線）の2本の幹線道路を骨格としてネットワークが形成されています。
- この20年間では、東3・4・7号線(府中清瀬線)が整備されたほか、東3・4・13号線（練馬東村山線）の清瀬駅周辺の区間が整備されるなど、徐々に道路整備が進んでいます。幹線道路である小金井街道は鉄道と平面交差していることもあり、朝夕を中心に渋滞が発生しています。

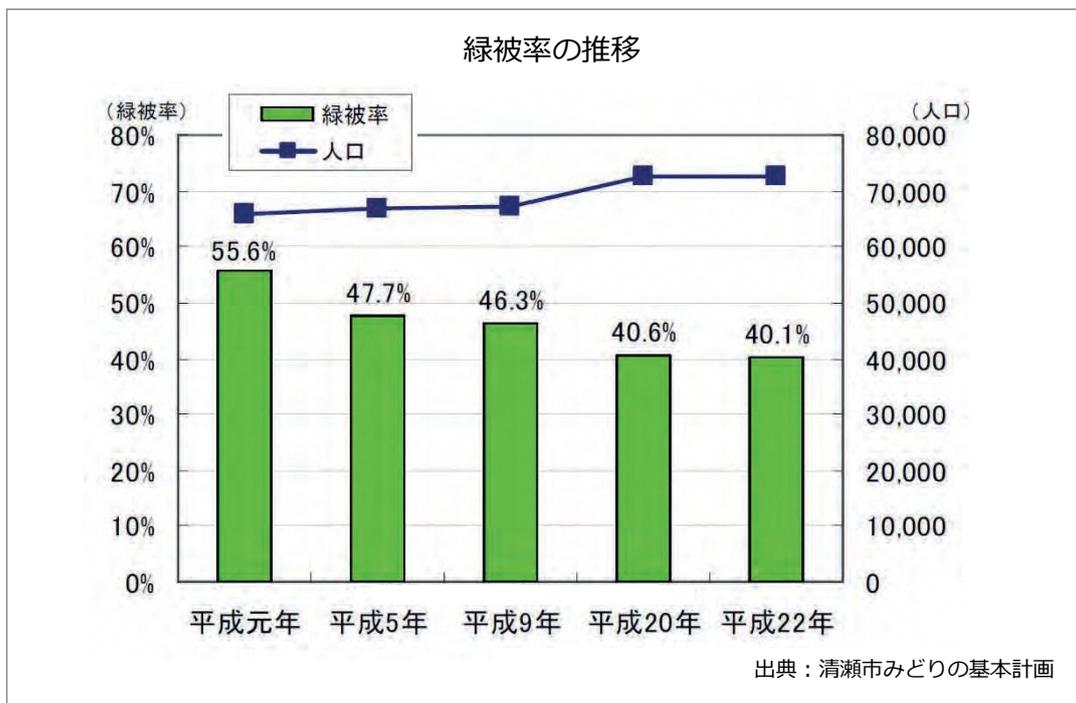
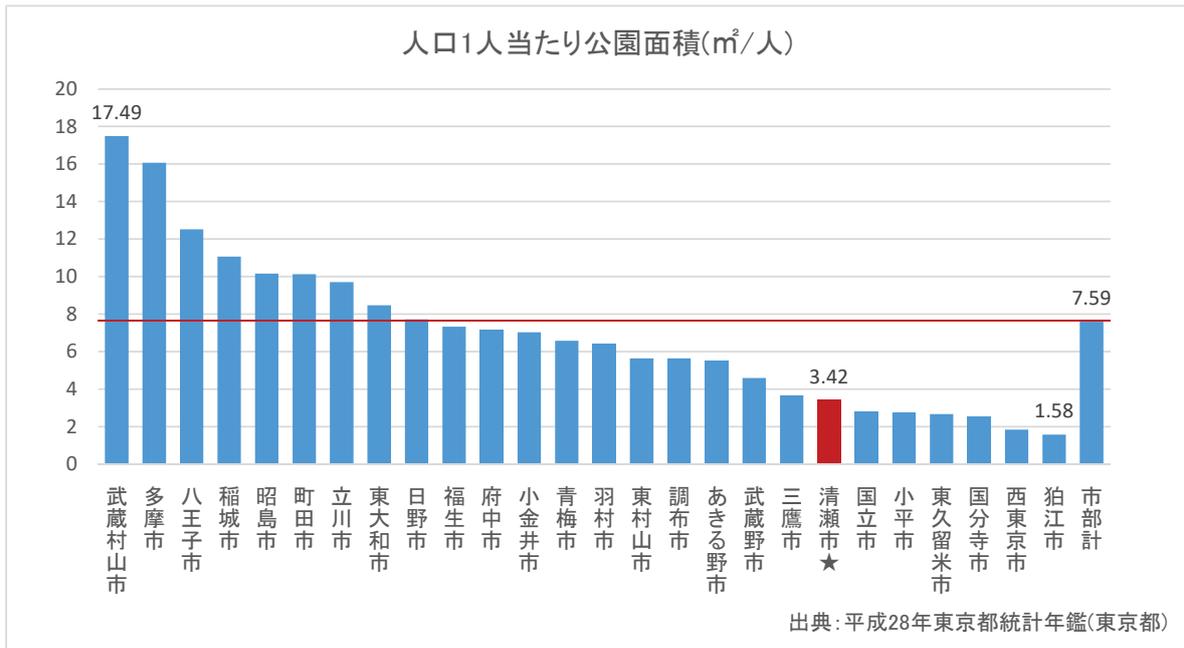


②公共交通

- 鉄道は、西武池袋線が市域の南西部を通過しており、市内では清瀬駅と秋津駅が供用されています。また、市域北部では、都市高速鉄道12号線（都営大江戸線）の延伸の構想があり、都心への新たな交通手段として期待されています。
- バス交通については、清瀬駅を起点として路線バス網が形成されていますが、市域の北部では公共交通の利便性が低くなっています。

(7) 都市環境

- 本市は農地などのみどりの空間は多いものの、公園については小規模なものが多く、規模の大きな公園が少ないという特徴があります。
- 人口1人当たりの公園面積は3.42㎡/人で、市部平均の7.59㎡/人の半分以下の水準となっています。
- 農地面積の占める比率が高い本市では、周辺の自治体に比べて緑被率（樹林地や農地、草地などのみどりに被われた土地が占める比率）が高くなっていますが、農地の宅地化などによって緑被率は年々減少する傾向にあります。



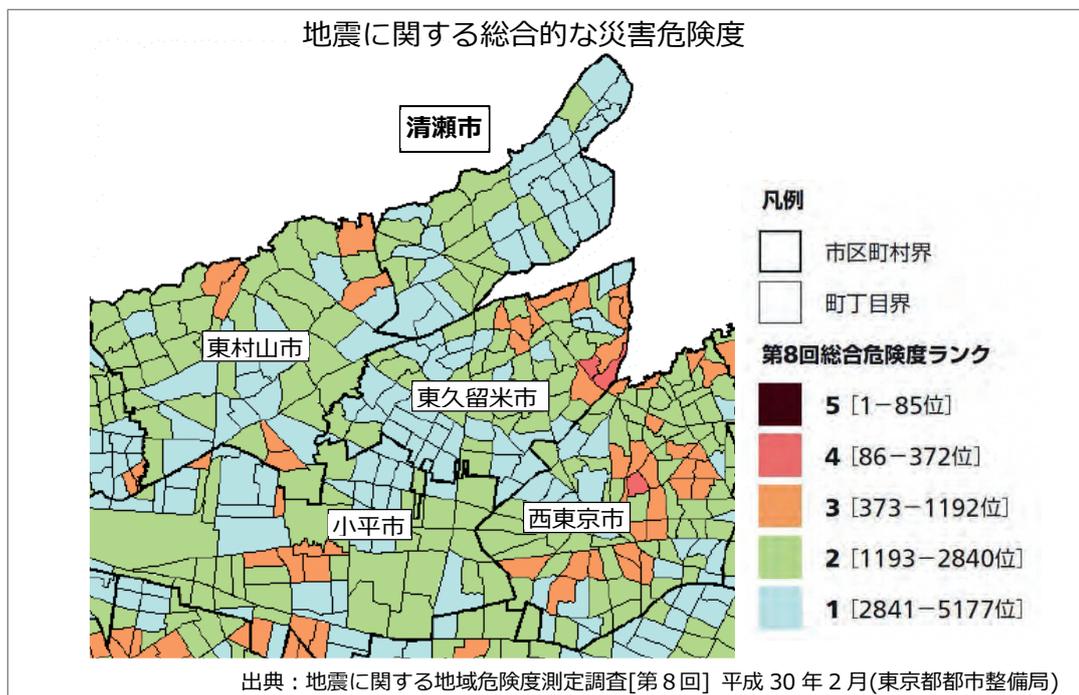
(8) 公共施設等

- 本市の公共施設は人口が急増した昭和40年代～50年代に建てられたものが多く、老朽化が進んでいます。



(9) 地震時の災害危険度

- 地震発生時における、建物の倒壊危険度、地震の揺れによる火災発生と延焼の危険度、災害救助などの活動困難度を町丁目ごとに総合的に比較した調査結果では、市内の町丁目は危険度が低いランク1・2の地区のみで、地震による災害には強い地域とみることができます。



3 市民アンケート調査の概要

(1) 調査の概要

- 都市計画マスタープランに対する市民の評価や今後のまちづくりに対する市民の意向を把握するため、市内在住の満18歳以上の男女2,197人を対象にアンケート調査を実施しました。
- 有効回収数は586票で、有効回収率は26.7%でした。

(2) 調査項目

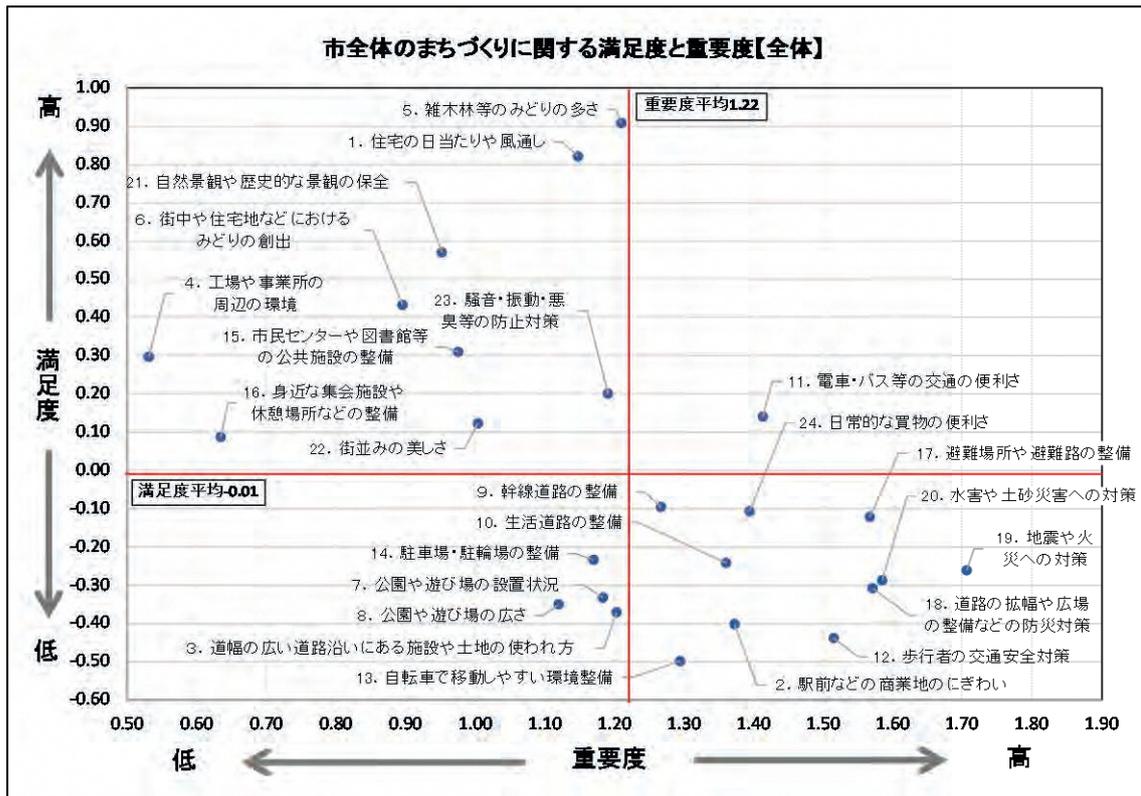
- 本アンケート調査での調査項目は以下に示す通りです。

1. 清瀬市都市計画マスタープランについて
 - (1) 都市計画マスタープランの認知度
 - (2) 都市計画マスタープランのわかりやすさ
 - (3) 現行の都市計画マスタープランへの評価
2. にぎわいや生活利便性の向上に関すること
 - (1) 清瀬駅や秋津駅に整備したい施設
 - (2) 幹線道路などの沿道の土地利用
3. 緑の保全や活用に関すること
 - (1) 緑豊かな都市であり続けるための取り組み
 - (2) 身近にある緑の活用
4. 移動環境・移動手段について
 - (1) 交通手段ごとの移動のしやすさ
 - 1) 満足度
 - 2) 改善を望む点
5. 市全体でのまちづくりについて
6. 現在お住まいの地域でのまちづくりについて
7. 道路整備について
8. 日常的に利用する施設について
 - (1) 良く利用する施設
 - (2) 良く利用する施設とそこへ向かう際の交通手段
 - (3) 歩いて暮らせるまちとなるために必要な身近な施設
9. 清瀬市の将来像
 - (1) 将来の不安
 - (2) 目指すべきまちの姿

(3) 調査結果の概要

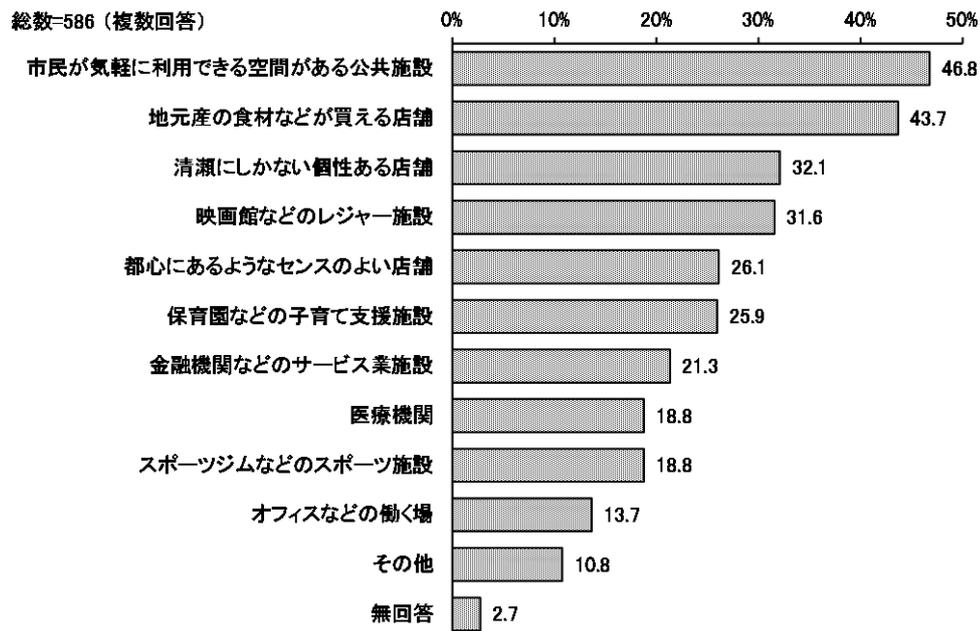
①市全体のまちづくりに関する満足度と重要度

- 重要度が高く、満足度が低い重点的な改善が必要な項目（以下、「重点改善項目」といいます。）は、「12. 歩行者の交通安全対策」、「13. 自転車で移動しやすい環境整備」といった歩行者と自転車の道路・交通に関する項目や、「2. 駅前などの商業地のにぎわい」、「24. 日常的な買物の便利さ」といった商業や買物に関する項目、そのほか「18. 道路の拡幅や広場の整備などの防災対策」、「19. 地震や火災への対策」、「20. 水害や土砂災害への対策」といった防災に関する項目が該当しており、重点的な対応が求められています。



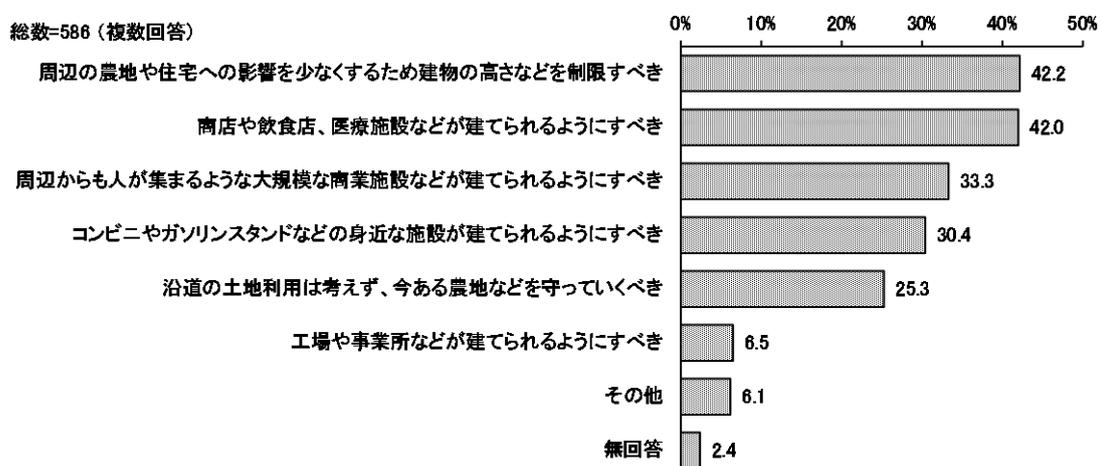
②清瀬駅や秋津駅にあるとよい施設

- 「市民が気軽に利用できる空間がある公共施設」が46.8%で最も多いほか、「地元産の食材などが買える店舗」や「清瀬にしかない個性ある店舗」など清瀬らしさのある施設を求める人が多くなっています。



③幹線道路などの沿道の土地利用

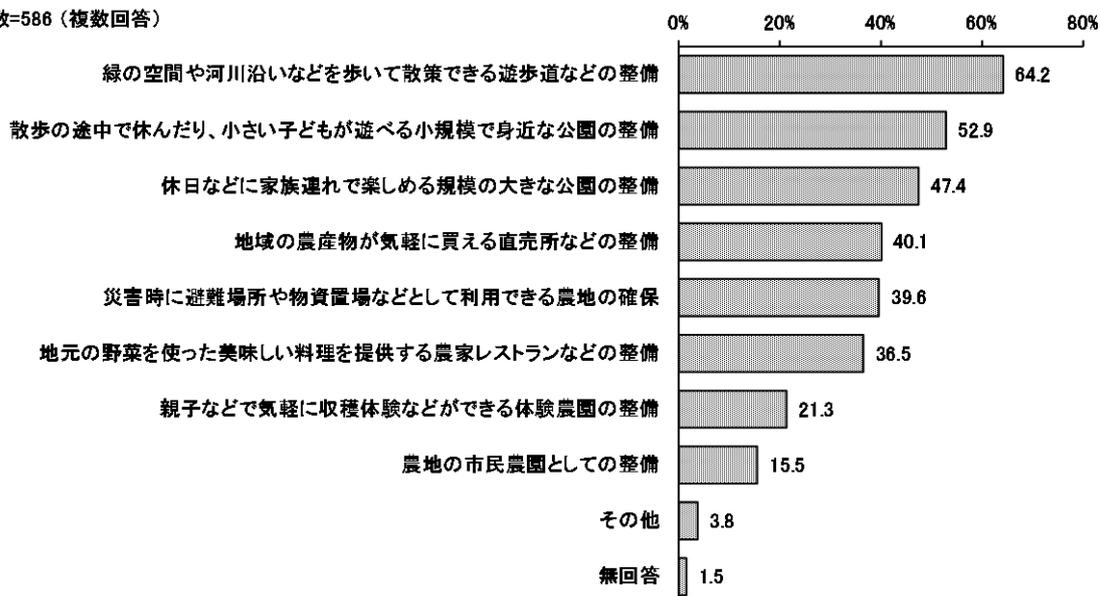
- 「周辺の農地や住宅への影響を少なくするため建物の高さなどを抑制すべき」と「商店や飲食店、医療施設などが建てられるようにすべき」が40%台と多くなっています。
- 「周辺からも人が集まるような大規模な商業施設などが建てられるようにすべき」、「コンビニやガソリンスタンドなどの身近な施設が建てられるようにすべき」など、商業施設の立地に関する項目が多くなっています。
- 「工場や事業所などが建てられるようにすべき」は他の項目と比較して大幅に少なくなっています。



④身近にあるみどりの活用

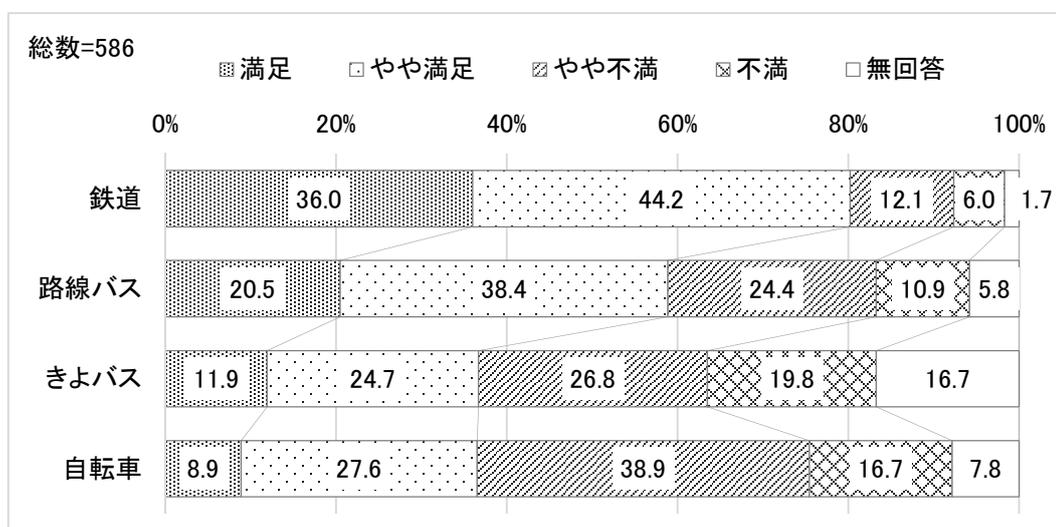
- 「緑の空間や河川沿いなどを歩いて散策できる遊歩道などの整備」が64.2%で最も多くなっています。また、「散歩の途中で休んだり、小さい子どもが遊べる小規模で身近な公園の整備」、や「休日などに家族連れで楽しめる規模の大きな公園の整備」など公園の整備に関する項目も多くなっています。

総数=586（複数回答）



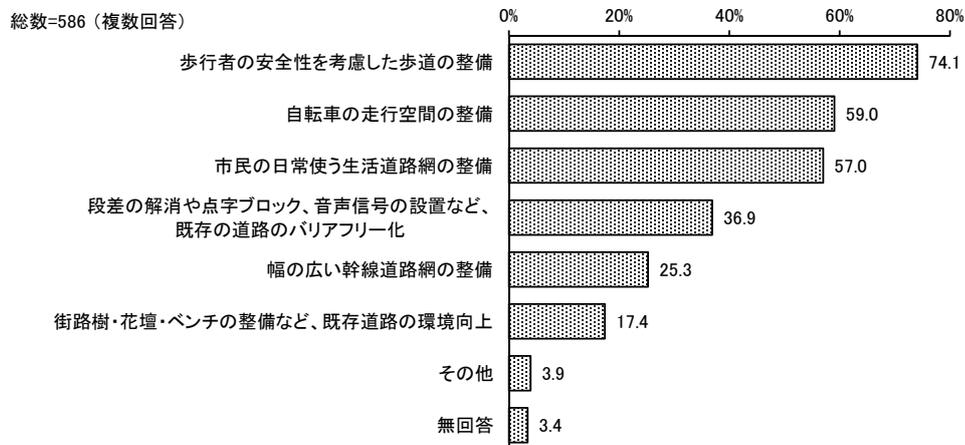
⑤交通手段ごとの満足度

- 交通手段に満足している人（「満足」と「やや満足」の合計）は鉄道で80%以上、路線バスでは60%弱と高くなっています。
- 一方、きよバスや自転車では満足している人は36.6%、自転車では36.5%にとどまっており、逆に不満を持っている人（「不満」と「やや不満」の合計）が40~50%台と高くなっています。



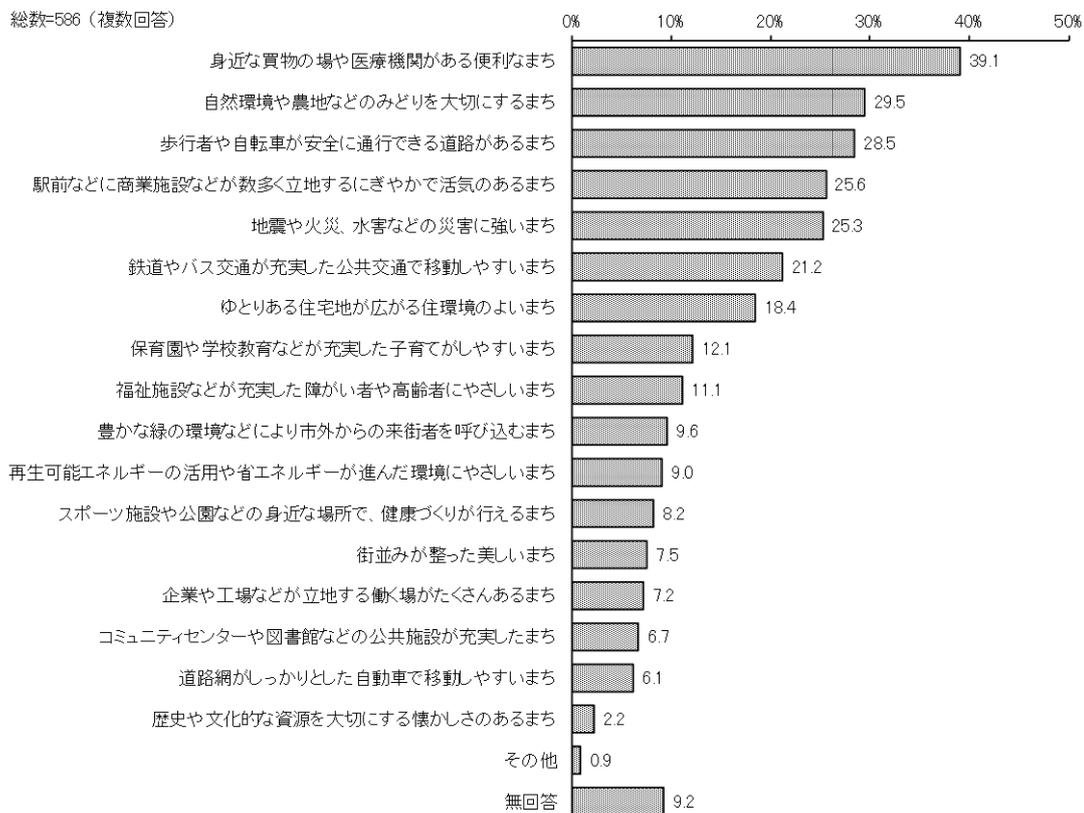
⑥道路整備について

- 「歩行者の安全性を考慮した歩道の整備」が 74.1%と最も多いほか、「自転車の走行空間の整備」が 59.0%と多く、歩行者や自転車を重視した道路整備が求められています。



⑦目指すべきまちの姿

- 「身近な買物の場や医療機関がある便利なまち」が 39.1%と最も多く、「自然環境や農地などのみどりを大切にすまち」、「歩行者や自転車が安全に通行できる道路があるまち」、「駅前などに商業施設などが数多く立地するにぎやかで活気のあるまち」、「地震や火災、水害などの災害に強いまち」、「鉄道やバス交通が充実した公共交通で移動しやすいまち」が 20%以上と高く、生活の便利さや安全などを求める意見が多くなっています。



4 市民ワークショップの概要

(1) 市民ワークショップの目的

都市計画マスタープランの改定にあたり、本市の将来のまちのあり方について、市民のアイデア等を把握し改定の参考とするとともに、まちづくり活動の担い手となる人材の発掘・育成を目指して市民ワークショップを開催しました。

(2) 実施スケジュール及び実施内容

平成 30 年度は、清瀬市の目指すまちの姿を検討した上で、その姿の実現に向けてまちづくりの取り組みについてアイデアを出し合いました。

平成 31 年度は、平成 30 年度に出された〈「目指すまちの姿」を実現するための取り組み〉の中から、市民が取り組みやすいものを抽出し、「市民主体で取り組むプロジェクト」としてとりまとめました。

回	日程	テーマ	参加
1	平成 30 年 11 月 11 日(日)	清瀬市のまちのいいところ、課題について考えよう！	10 名
2	平成 30 年 11 月 25 日(日)	清瀬市のまちの将来のあり方について考えよう！	9 名
3	平成 30 年 12 月 9 日(日)	まちづくりの取り組みについて考えよう！	9 名
4	平成 31 年 4 月 20 日(土)	緑や自然を生かした取り組みを考えよう！	11 名
5	令和元年 5 月 12 日(日)	まちのにぎわいづくりを考えよう！	9 名
6	令和元年 5 月 25 日(土)	プロジェクトをつくろう！	7 名



平成 30 年度

第1回：清瀬市のまちのいいところ、課題について考えよう！

グループに分かれて、清瀬市の将来のまちのあり方を考える上で、まちの資源や課題となることについて意見交換を行いました。



◆良いところ

- ・畑が多く、農家の直売所が多い
- ・自然が多く、四季を感じられる
- ・緑地・公園・広場が充実
- ・駅前にも個性的な飲食店が多い
- ・駅から近いところに農地がある
- ・病院や大学が多い
- ・人が温かい
- ・昔からのお祭りが盛ん など

◇課題

- ・街路樹の維持管理をどうするか
- ・道幅が狭い箇所がある
- ・利用されていない小規模公園が多い
- ・駅前のにぎわいが足りない
- ・バリアフリー化できていない場所がある
- ・自転車が安全に通行できない道路がある
- ・空き家が増えている など

第2回：清瀬市のまちの将来のあり方について考えよう！

第1回で出されたまちの資源や課題を踏まえ、本市の20年後の「目指すまちの姿」について意見交換を行い、各グループで「目指すまちの姿」を考えました。

グループで共通して「市民が交流できる場があること」、「緑や農地が保全・活用されていること」、「安全で安心なインフラ整備が整っていること」などが「目指すまちの姿」のキーワードとなっていました。

＜市民ワークショップで提案された主な「清瀬市の20年後のまちの姿」＞

目指すまちの姿	①目指すまちの姿をどのような想いで考えたのか ②目指すまちが実現することで市民の暮らしがどのようになるのか
水と緑豊かで安らぎのあるまち	①水辺や雑木林、畑などの水や緑の環境が身近にあるから ②将来にわたって水と緑の豊かな環境が保全されている
緑で交流が生まれるまち	①今ある資源を保全し、生かしていきたいから ②直売所や体験農園などで交流ができ、四季を感じられる静かで安らぎのあるまちになっている
みんなにやさしいまち	①あらゆる人にとって安全・安心なまちにしたいから ②老若男女、地域問わず暮らしやすいまちになっている
誰もが安心安全に移動できるまち	①道路が狭く危険だから。南北が分断されているから。ベビーカーや車椅子では通行しづらいから ②年をとっても移動に困らない、車に頼らない暮らしができています



第3回：まちづくりの取り組みについて考えよう！

第2回で意見交換したグループごとの「目指すまちの姿」を実現するために必要となる取り組みと、期待される効果、それらを行う場所、市民の関わり方について各グループで意見交換を行いました。

〈「目指すまちの姿」を実現するために必要となる取り組みのうち主なもの〉

① 目指すまちの姿 〈「緑で交流が生まれるまち」で提案された取り組み〉

検討事項	検討内容
取組内容	(農地が) 売却される時、農地を買い取り、市民農園にしていく
期待される効果	宅地化を食い止めることができる 農地を保全できる 交流が生まれる 新鮮な野菜が食べられる
市民の関わり方	市民農園を活用する
場所	全域

② 目指すまちの姿 〈「みんなにやさしいまち」で提案された取り組み〉

検討事項	検討内容
取組内容	買い物・施設利用の導線強化
期待される効果	買い物難民の解消 商店街のにぎわい コミュニティバスの利用率向上
市民の関わり方	市民中心の交通ルールづくり
場所	買い物の不便な地域

③ 目指すまちの姿 〈「誰もが安心安全に移動できるまち」で提案された取り組み〉

検討事項	検討内容
取組内容	地域の状況に応じた歩行者・自転車空間を確保する
期待される効果	歩行者、自転車が安全に通行できる 車椅子やベビーカーでの移動がしやすく外出が増える 散策を楽しめる 健康増進
市民の関わり方	地域ごとに道路状況について話し合う
場所	全域



平成 31 年度

第4回：緑や自然を生かした取り組みを考えよう！

前回提案のあったまちづくりの取り組みを具体化するため、「緑や自然を生かした取り組み」をテーマに、まち歩きを行いました。まち歩き後は、まちづくりに活用できそうな場所・モノ・活動などについて、思いついたアイデアなどを各グループでまとめました。

住宅地にある小さな公園や、柳瀬川や清瀬金山緑地公園などの活用、農地の市民利用などに関する意見が多く出されました。

まち歩きした主なスポット

- ・ 御殿山緑地
- ・ 小規模公園
- ・ 柳瀬川
- ・ 清瀬金山緑地公園 など



第5回：まちのにぎわいづくりを考えよう！

第4回と同様にまち歩きを行い、「まちのにぎわいづくり」に関する取り組みをテーマとして、まちづくりに活用できそうな場所・モノ・活動などについて、思いついたアイデアなどを各グループでまとめました。

商店街をはじめとした駅周辺の空間づくりや、中央公園の活用などに関する意見が出されました。

まち歩きした主なスポット

- ・ 清瀬中央公園
- ・ 小金井街道
- ・ ふれあいど〜り商店街
- ・ 清瀬駅南口駅前広場 など

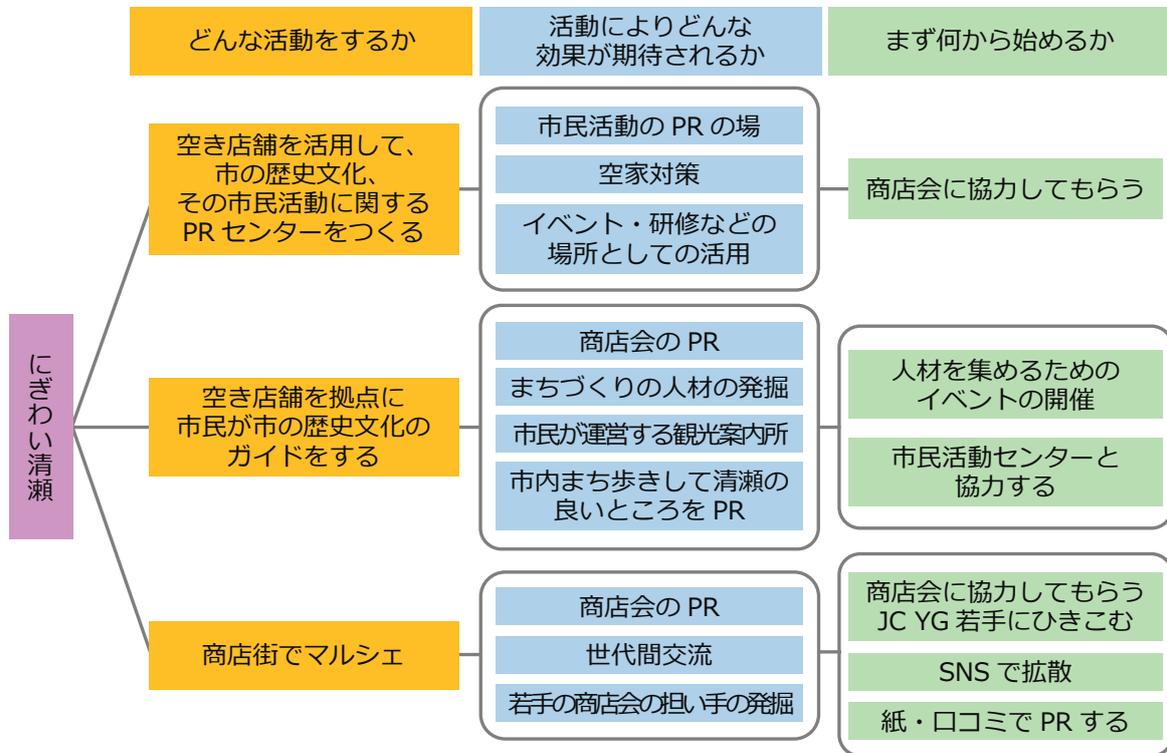


第6回：プロジェクトをつくろう！

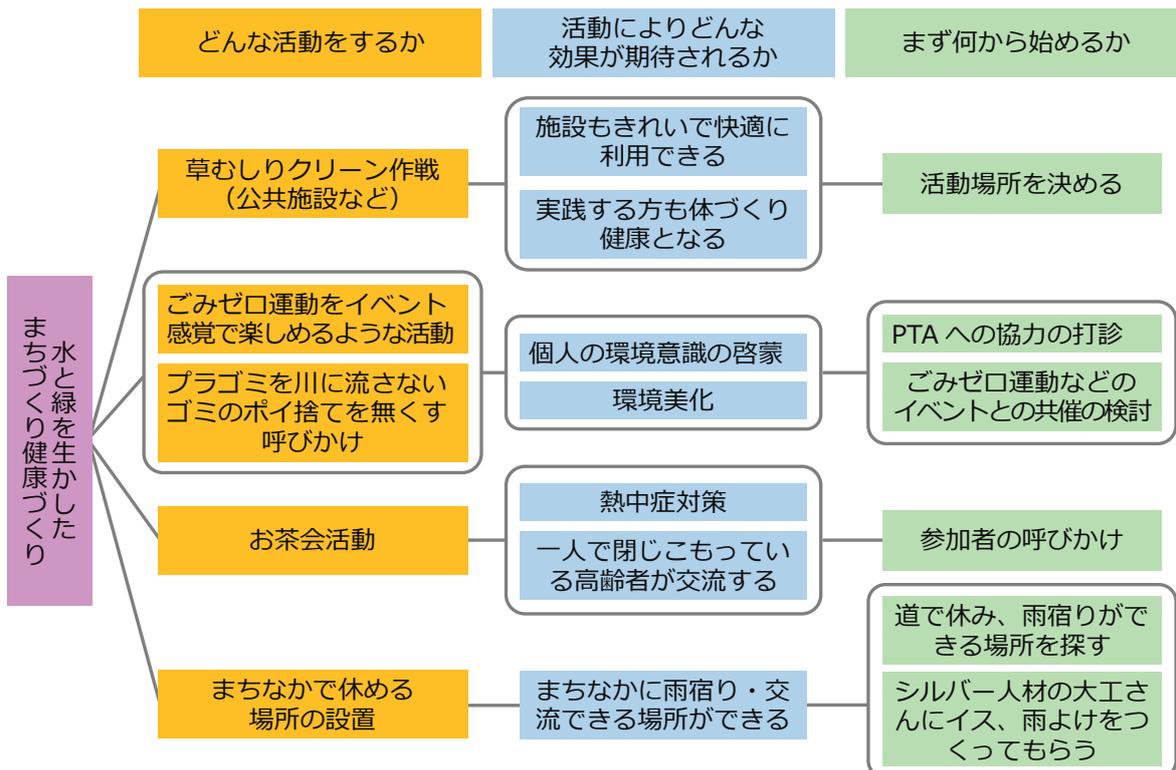
第4・5回のまち歩きで出されたアイデアなどを踏まえ、各グループで「緑と自然の活用」「にぎわいづくり」をテーマに意見交換し、4つのプロジェクトが提案されました。

Aグループ

プロジェクト1：にぎわい清瀬 ～空き店舗を利用し商店街の活性化・活用～

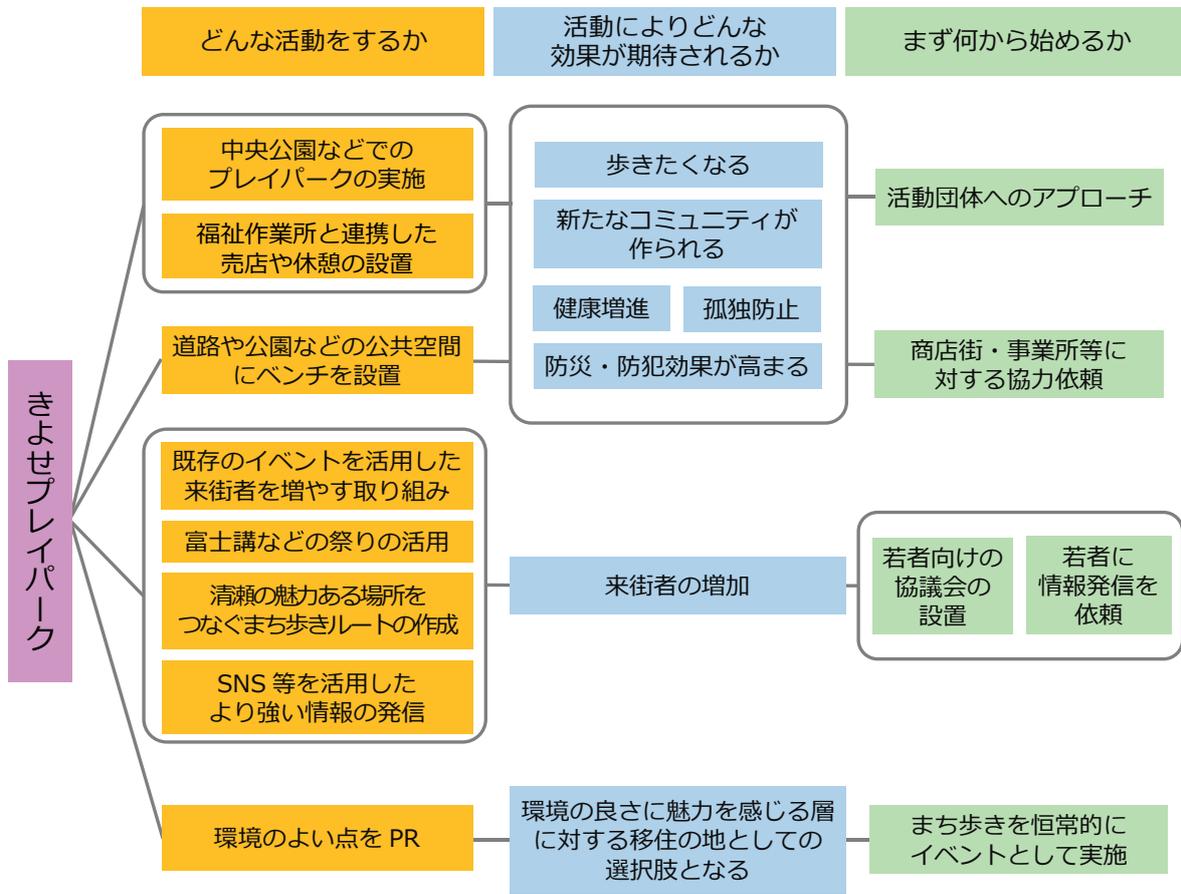


プロジェクト2：水と緑を生かしたまちづくり健康づくり ～安心で楽しいまち～

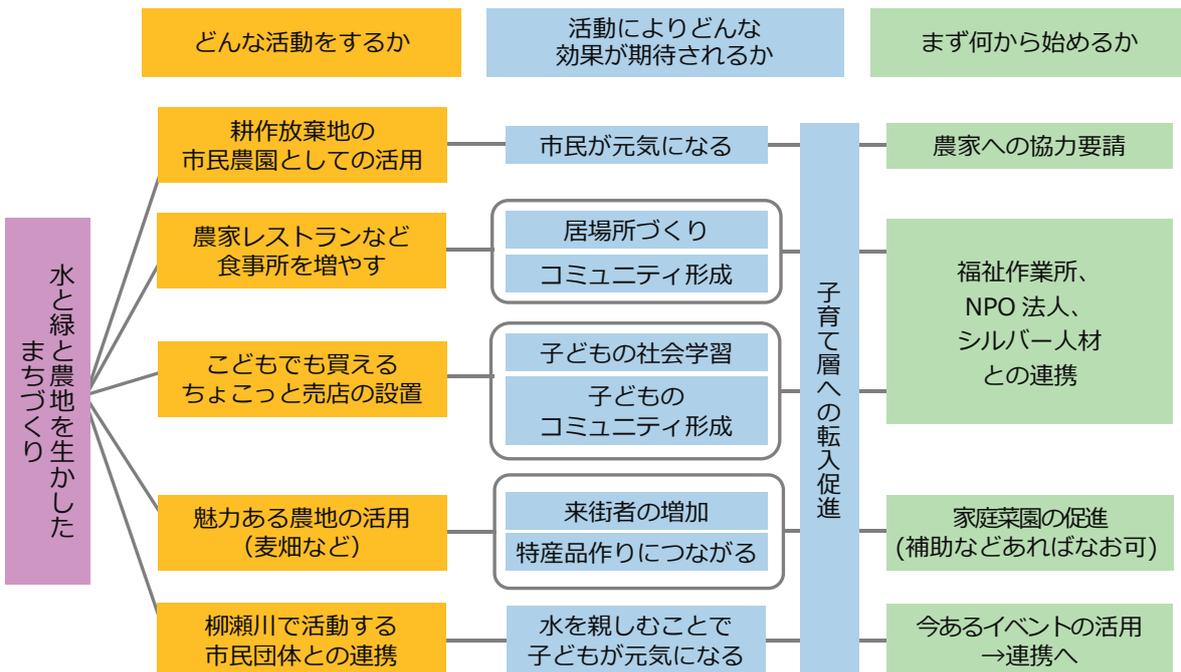


B グループ

プロジェクト1：きよせプレイパークプロジェクト
～元気で安心して暮らせる 歴史や文化を生かしたまちづくり～



プロジェクト2：水と緑と農地を生かしたまちづくりプロジェクト
～水と緑と農地を生かしたまちづくり～



5 策定経過

(1) 清瀬市都市計画マスタープラン見直し検討委員会

①開催経過

回	開催日時／場所	検討内容
1	平成30年8月31日(金) 10:00~12:00 生涯学習センター 講座室2	1. 委員長・副委員長選出 2. 検討スケジュールと検討事項について 3. 都市計画マスタープラン改定にあたって実現したいこと 4. 市民アンケート調査票について
2	平成30年10月18日(木) 14:00~16:00 生涯学習センター 講座室2	1. 市民アンケート調査結果の中間報告 2. 主な論点の検討について(論点1、2、3) 3. 市民ワークショップについて
3	平成30年12月7日(金) 14:00~16:00 生涯学習センター 講座室1	1. 報告事項(市民ワークショップ、アンケート報告) 2. 主な論点の検討について(論点4、5)
4	平成31年2月6日(水) 14:30~16:30 生涯学習センター 講座室1	1. 報告事項(市民ワークショップ、アンケート報告) 2. 主な論点の検討について(論点6、7) 3. 全体構想の検討について 4. 来年度のスケジュールについて
5	平成31年4月24日(水) 9:30~11:30 生涯学習センター 講座室1	1. 報告事項 2. 全体構想の検討について
6	令和元年5月20日(月) 14:30~16:30 生涯学習センター 講座室1	1. 報告事項 2. 全体構想の検討について
7	令和元年7月17日(水) 9:30~11:30 男女共同参画センター 会議室1	1. 報告事項 2. 地域別構想の検討について 3. 実現化方策の検討について
8	令和元年8月19日(月) 14:30~16:15 生涯学習センター 講座室1	1. 報告事項 2. パブリックコメントの案について 3. 地域別説明会について
9	令和元年11月25日(月) 14:30~16:15 生涯学習センター 講座室1	1. 報告事項 2. 都市計画マスタープラン修正案の確認について
10	令和2年1月20日(月) 14:30~15:20 市長公室	1. 市長への報告 2. 歓談

②委員名簿

【任期：平成30年7月2日～市長への報告まで】

選出区分	氏名	役職・選出団体等
学識経験者	松本 暢子 ◎	大妻女子大学教授
	村山 公一 ○	日本大学 非常勤講師
各種団体の代表者	内野 光裕	清瀬商工会
	中村 英明	清瀬市農業委員会
	星野 孝彦	清瀬市社会福祉協議会
	松井 次男	東京都宅地建物取引業協会北多摩支部
	福島 崇子	清瀬市小・中学校 PTA 連絡協議会
一般公募の市民	中川 一夫	/
	奥澤 礼子	
	林 清	
	木村 敏夫	
	野島 俊昭	

(敬称略、◎：委員長、○：副委員長)



(2) 清瀬市都市計画マスタープラン庁内検討委員会

①開催経過

回	開催日時／場所	主な検討内容
1	平成 30 年 3 月 26 日 (月) 13:30~14:30 健康センター 第2会議室	1. 庁内検討委員会について 2. 今後のスケジュール
2	平成 30 年 8 月 21 日 (火) 15:00~16:50 健康センター 第1会議室	1. 清瀬市都市計画マスタープラン見直し検討委員会について 2. 検討スケジュールと検討事項について 3. 市民アンケート調査票について
3	平成 30 年 10 月 12 日 (金) 13:30~16:00 健康センター 第3会議室	1. 報告事項 2. 主な論点の検討について 3. 市民ワークショップについて 4. 市民アンケート調査結果の中間報告
4	平成 30 年 11 月 21 日 (水) 10:00~12:00 第2委員会室	1. 報告事項 (市民WS、アンケート報告) 2. わたしの夢の清瀬 3. 主な論点の検討について (論点4、5)
5	平成 31 年 1 月 31 日 (木) 10:00~12:00 健康センター 第3会議室	1. 報告事項 (市民WS、進捗状況調査、アンケート報告) 2. 主な論点の検討について (論点6、7) 3. 全体構想の検討について 4. 来年度のスケジュールについて
6	平成 31 年 4 月 11 日 (木) 14:00~16:00 第1委員会室	1. 報告事項 2. 全体構想の検討について
7	令和元年 5 月 15 日 (水) 10:00~12:00 中清戸地域市民センター 多目的ホール	1. 報告事項 2. 全体構想の検討について
8	令和元年 6 月 26 日 (水) 9:30~12:00 中清戸地域市民センター 多目的ホール	1. 報告事項 2. 地域別方針の検討について 3. 実現化方策の検討について
9	令和元年 8 月 7 日 (水) 13:30~15:30 第1委員会室	1. パブリックコメント案の確認について
10	令和元年 11 月 15 日 (金) 9:30~11:00 健康センター 第3会議室	1. 報告事項 2. 都市計画マスタープラン修正案の確認について

②委員名簿

No.	役職名	No.	役職名
1	都市整備部長◎	7	子育て支援課長
2	企画課長○	8	まちづくり課長
3	防災防犯課長	9	道路交通課長
4	産業振興課長	10	水と緑の環境課長
5	障害福祉課長	11	下水道課長
6	高齢支援課長	12	教育総務課長

(◎ : 委員長、○ : 副委員長)

(3) 関係機関報告

①都市計画審議会

回	開催日時／場所	報告内容（本計画に関する内容のみ掲載）
1	平成30年8月2日（木） 10：00～10：40 健康センター 第2会議室	清瀬市都市計画マスタープランの改定について
2	平成30年11月29日（木） 14：00～14：40 健康センター 第3会議室	清瀬市都市計画マスタープラン改定の進捗状況について
3	令和元年5月27日（月） 10：00～10：35 第1委員会室	清瀬市都市計画マスタープラン改定の進捗状況について
4	令和元年9月30日（月） 10：00～11：00 健康センター 第3会議室	清瀬市都市計画マスタープラン改定（案）について
5	令和2年2月18日（火） 9：00～9：40 健康センター 第1会議室	清瀬市都市計画マスタープランの改定について

②市議会（全員協議会）

回	開催年月日	検討内容（本計画に関する内容のみ掲載）
1	令和元年9月26日（木）	清瀬市都市計画マスタープランの説明について

(4) 地域別説明会

開催日時／場所	見直し検討委員会からの出席委員	一般参加者数	内容
令和元年 10 月 3 日 (木) 19:00~20:30 生涯学習センター 講座室 1	村山副委員長 内野委員 松井委員 中川委員 木村委員 野島委員	9名	1. 清瀬市都市計画マスタープランの改定について 2. 意見の提出について 3. 質疑
令和元年 10 月 8 日 (火) 19:00~20:30 野塩地域市民センター 第 2 会議室	松井委員 中川委員 木村委員	9名	
令和元年 10 月 9 日 (水) 19:00~20:30 健康センター 会議室	中村委員 中川委員 奥澤委員 林委員 木村委員	8名	
令和元年 10 月 10 日 (木) 19:00~20:30 下宿地域市民センター 第 2 会議室	星野委員 福島委員 木村委員	14名	

